

類別及び一般的名称：機械器具（43）医療用つち／つち

一般医療機器（JMDNコード：11947010）

販売名：押し棒

(アフィノス押込器<両頭/丸型・中/ナイロン>18cm)

【禁忌・禁止】

- 本製品の加工、改造等は絶対に行わないこと。[振動、切削、打刻等により製品を著しく劣化、消耗させ、故障、破損の原因となるため]

【形状・構造及び原理等】

- 原材料／材質：MCナイロン

- 形状、構造

本製品の形状は以下のとおり。



- 原理

本製品に荷重を加えることにより、目的部位に移植骨片、及びインプラント材等を押し込む。

【使用目的又は効果】

本製品は、荷重を加えることにより、目的部位に移植骨片、及びインプラント材等を押し込むための手術器械である。

【使用方法等】

- 本製品は未滅菌品である。【保守・点検に係る事項】の手順に従い、使用前には必ず点検を行い、洗浄及び滅菌を行うこと。
- 本製品は、目的部位にあてがい、移植骨片、及びインプラント材等を押し込む。
- 使用後は、【保守・点検に係る事項】の手順に従い、点検、洗浄及び滅菌を行うこと。

【使用上の注意】

- 重要な基本的注意

- 本製品には必要以上の力を加えないこと。[変形、破損する]
- 本製品の能力以上（大きい、硬い）の骨片等を叩打すると破損する恐れがある。
- 本製品がハイリスク手技に使用された場合には、プリオント病感染予防ガイドラインに従った洗浄、滅菌を実施すること。
- 本製品がプリオント病の感染症患者への使用及びその汚染が疑われる場合には、製造販売業者又は貸与業者に連絡すること。

- 不具合、有害事象

以下の不具合・有害事象が発現する可能性がある。

[重大な不具合]

- 不適切な取り扱い、洗浄、管理による破損、変形、分解、

劣化、変色、屈曲

- 材料疲労による器械器具の破損

[重大な有害事象]

- 不適切な取り扱い、使用方法による血管、神経、軟部組織、筋肉、内臓、骨、若しくは関節の損傷
- 破損した器械器具の破片の体内留置
- 感染症
- インプラントの破損、折損、ルースニング

以上の有害事象の治療のため、再手術が必要な場合もある。

【保管方法及び有効期間等】

- 保管方法

- 本製品は、高温、高湿を避け、塵やほこりのない清潔な場所に保管すること。また、水気や薬品、直射日光に曝されないよう細心の注意を払うこと。
- 本製品は保管の際、変形や損傷の原因となりうる硬い物への接触や、衝撃を避けるよう注意を払うこと。

- 使用期間

【保守・点検に係る事項】の3.に基づき点検した結果、不良箇所が認められたとき及び不良が疑われるとき。

【保守・点検に係る事項】

- 洗浄（推奨例）

- 使用後は直ちに洗浄を行うこと。直ぐに洗浄できない場合は、血液溶解剤に浸漬したり、蛋白凝固防止剤を噴霧するなどして、汚れが固着しないように予備洗浄すること。
- 医療用中性酵素系洗浄剤に浸漬したのち、やわらかい洗浄用ブラシ等で入念に洗浄する。洗浄後は血液塊等の異物がないことを確認する。
- 残留洗剤や組織片等がなくなるまで完全脱イオン水（R0水）で十分にすすぎ、清潔な布で水分を拭き取ること。
- 洗浄後は直ちに乾燥すること。
- 金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄時に使用しないこと。
- 機械洗浄する場合は、各施設での洗浄ガイドラインに従い、洗浄時間、手順等については使用する装置の取扱説明書を遵守すること。洗浄剤の使用は上記の方法に従うこと。
- 洗浄装置（超音波洗浄装置等）を使用するときには、鋭利部同士が接触して損傷することがないよう注意すること。
- 接合部（BOX等）、窓及び穴、中空構造等、隙間部分を有する製品は、隙間部分が適切に洗浄されていることを確認すること。

- 滅菌

- 本製品は未滅菌であるので、滅菌前に適切に洗浄し、無菌性保障水準（SAL） 10^{-6} が確保される条件により、滅菌を行うこと。
- 下記の条件、あるいは滅菌装置の製造元、又は施設の定める方法で滅菌を行うこと。

推奨滅菌条件

滅菌方法	残留ガス除去時間
EOG(エチレンオキサイドガス)滅菌	12時間～36時間

高圧蒸気滅菌を施す場合は、以下の条件を推奨する。ただし、高圧蒸気滅菌を施すと、圧力と温度によりMCナイロン部分が変色及び劣化する恐れがある。また、使用する水質によりスケール（堆積物/白い粉）が生じることがある。

推奨滅菌条件

滅菌方法	温度	時間
高圧蒸気滅菌	115~118°C	30分間
高圧蒸気滅菌	121~124°C	15分間
高圧蒸気滅菌	126~129°C	10分間

プラズマ滅菌を施すとナイロン表面が劣化する。

但し、クロイツフェルト・ヤコブ病に罹患している、或いはその疑いがある患者の手術を行った場合は、「クロイツフェルト・ヤコブ病感染予防ガイドライン」で推奨されている洗浄・滅菌方法にて処理すること。

3. 使用者による保守点検事項

- 1) 使用前及び使用後は、本製品に汚れ、変形、キズ、ヒビ割れ、破損、劣化、変色、機能低下等がないか、動作、外観に異常がないか確認すること。
- 2) 鉛物油、石油、シリコーンベースの潤滑剤は使用しないこと。
- 3) 必要に応じて点検し器具が正常に動くことを確認すること。
その際、破損、機能低下がないか十分点検を行うこと。
- 4) 使用を重ねることにより受ける、反復的な応力により材料疲労に曝されるため、明らかな疲労が見られる場合は、その器具は破棄し新しい製品と取り替える必要がある。

4. その他の保守点検事項

- 1) 修理対象外製品であるため、使用により変形、破損、スケールが発生した場合は新品交換すること。
- 2) 本文書中で不明な点は、下記連絡先に問い合わせること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者、製造業者

株式会社 田中医科器械製作所

TEL : 03-3894-7700

FAX : 03-3894-7795

URL : <http://www.e-tanaka.co.jp/>